

平成29年度 第3回滋賀県環境こだわり農業審議会議事概要

平成30年3月15日（木）

- 1 日 時 平成30年3月15日（木）13：30～16：00
- 2 場 所 滋賀県庁北新館5-B会議室
- 3 出席委員 井手委員、岡本委員、河合委員、北川紀子委員、
黒川委員、竹山委員、立花委員、田中委員、
中井委員、永井委員、細川委員、深尾委員、渡邊委員
（13名）
（欠席：小川委員、片山委員、北川幸夫委員、小西委員、澁谷委員）
- 4 資 料 資料1 H30年度の環境保全型農業直接支払交付金制度について
資料2 環境こだわり農業の深化に向けた中間論点整理について
資料3 平成30年度当初予算案について
資料4 環境保全型農業直接支払交付金にかかる中間年評価について

5 議 事

【井手会長】

そうしましたら、改めましてこんにちは。本日は急に春めいてまいりまして部屋にこもっているような季節でもないのですが、ごらんのとおりに、次第にありますように本日は2時間半という会議の時間をとっていただいております。

次第をごらんいただけますでしょうか。

議事といたしましては（1）から（4）まで大きく4点ございますけれども、やはり何といたっても一番大きなものは（2）環境こだわり農業の深化に向けた中間論点整理（案）についてです。これは本年1年間かけて御議論いただいてきた深化の方向性ですが、本日何とか一定決着の方向性を見たいというふうに考えております。

それ以外にも（1）（3）（4）につきましては、これは報告事項ではありますが、恐らく皆さんの関心が高い内容になっていると思いますので、御辛抱のほどをお願いしたいというふうに思っております。

それでは、次第に従いまして議事の（1）平成30年度の環境保全型農業直接支払交付金制度について、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局より

資料1、H30年度の環境保全型農業直接支払交付金制度について説明

【井手会長】

ありがとうございました。

以上、この4月からの来年度の直接支払交付金制度の御説明でございましたが、以上の説明を受けまして何か御質問あるいは御意見等いただけますでしょうか。

竹山委員。

【竹山委員】

既に現場のほうでは30年度に向けたGAPの取り組みの研修会等々を3月に入ってから実施されています。現場の生産者の声を聞いていますと、GAPの取り組みを知っている者は当然知っていま

すが、この国の様式の記載の仕方がよくわからないという声が出ています。いろんな市町なりJAさんの協議会によっては記入例を示した形を出しているのですが、このような形だけの実施報告書、確認報告書の様式ですと、農家といえども高齢の方が多いためなのでなかなか理解をしてもらえないというのが今現状の実態です。どうしてくれというわけではないのですが、できるだけ事務局さんとかがよく説明なり書きやすい方法で進めていただいたほうが取り組みやすいかなというふうに思っております。

【井手会長】 ありがとうございます。
今の時点で何か事務局のほうから。

【事務局】 御意見ございましたようにGAPについては資料1の3ページにありますような形で実際御記入し、報告いただくということが必要になってまいります。これまでのGAPの取り組みはあらかじめ項目が記載されていて、そこにチェックしてできたら丸をして提出するというパターンが多かったので、農家の方にわざわざこういった文書を書いてもらうようなことはなかったのですが、今回は農家の方が研修を受けて自分が必要と思う10項目を書いて、それをお出しいただくということになっていきますので、地域の研修会ではたくさんGAPの項目がある中でこういったあたりから選んでやっていただいたらいいんじゃないかなというふうなものがある程度絞ったものをお示しして、また市町とかJAの部会の段階でより具体的な例もお示しいただきながら取り組んでいただけないかなというふうに考えております。地域で余り具体的な記入例まではっきりと書いてしまうと滋賀県中全く同じような中身になってしまうと、農家の方が考えてやるという部分が抜けてしまうと困りますので、よりきめ細かな対応は現場の段階でJAとか市町のほうで何とかお願いしたいなということをお願いしているところでございますので、実際出していただくのは作付が終わったあとになりますので提出いただく段階できちんと出していただけるような対応をしてみたいというふうに考えております。

【井手会長】 よろしく願いいたします。
ほかにいかがでしょうか。
深尾委員。

【深尾委員】 今の3ページのところで2つ以上というのが合計10個書くわけですが、各2つ以上のところの6つぐらい書いてチェックするとかいうことだと、楽かなというふうにも思うのですが、そういうことは考えられないのかということと、それとよく読むと平成30、31年限りは都道府県GAPでもよいということなのでしょうか説明をお願いします。

それと、国際水準GAPの定義、どの程度やったら国際水準と言えるのかということとあわせて教えていただきたいです。

【井手会長】 事務局、お願いします。

【事務局】 まず1つ目の2つ以上と書いてあるところを6つほど書いておいて、それをチェック方式にしたらかどうかというお話なのですが、あくまでこの項目については実際やる取り組みを書いていただく、自分でワープロを打ってもらうとかいう形で考えておりました。

て、国のほうがそういうふうに示しておりますのであらかじめ様式に書かれたものをチェックするというやり方はちょっと認められないというところがございます

それから、都道府県版GAP資料3ページの下の表のところの③のところ、ガイドラインに準拠した都道府県GAPの取り組みの確認を受けている場合というのがあるのですが、こちらのほうは都道府県版GAPに取り組んでそれを第三者の確認まで受けてという仕組みのある場合にオーケーということでございますので、滋賀県の場合は都道府県版GAPがきちっとあるのですがそれを確認するという仕組みができていませんのでこちらのほう滋賀県の場合該当しないということになってございます。

それから3点目の国際水準GAPということですが、国のほうで国際水準GAPといいますのはグローバルGAPとアジアGAPといったものが具体的に、該当するというふうになっているのですが、環境直接支払での国際水準GAPということについてはこの5項目、食品安全、環境保全、労働安全、それから人権保護とか農場経営管理、そこまでを含めた5つの項目まで網羅したようなものがこの環境支払上は国際水準GAPというふうな整理がされていません。ちょっと定義的には認証をとるような国際水準GAPはグローバルGAPとかアジアGAPでは300項目ぐらい取り組み項目がある大変項目数の多いものがございますけれども、この環境支払い上においては大きく五つの項目について網羅するような内容の研修を受けていただいて、取り組みいただければいいというふうな整理がされていきますので、国際水準GAPという言葉の定義が認証を取る場合と制度上では若干異なるということで御理解いただきたいと思っております。

【井手会長】 今のような御説明でよろしいでしょうか。

【深尾委員】 研修を受けたときは研修を受けた証拠がいるのですか。

【事務局】 研修を受けていただいた場合には出席者名簿に名前を書いていただいて、それを主催者の方から市町のほうに報告のときに名簿をつけて出していただくということで良いとのことでございます。

【深尾委員】 名簿に県版GAP説明会って書いてあったらあかんわけですね。この5項目があったらいいということですか。

【事務局】 今回の環境支払いに関してGAPの研修会を行っているものに参加いただいたら問題ございません。

【深尾委員】 この研修会はタイトルが余りにもエリアが狭そうなタイトルで。

【事務局】 タイトルといいますか内容で5つの項目が網羅されておいたら問題ないということになりますので。

【深尾委員】 わかりました。

【井手会長】

ほかにいかがでしょうか。

私のほうから質問をさせていただきたいのですが、来年度からいわゆる地域特認ではなく全国共通取組のほうが優先されるということですね。具体的にはこの資料1の下の方にありますようにカバークロープであるとか堆肥、有機農業といったものですが、県のほうとしてはこういった全国共通取組を県内でより奨励していくようなことも考えられておられるのでしょうか。

【事務局】

お答えいたします。分厚いパンフレット、直接支払交付金の概要と書いたパンフレットの表紙をごらんいただきますと、今、環境保全型農業直接支払交付金の取り組みのメニューとしましてここに書いてございます17の取り組みのメニューがございます。そのうち上に書いてございます3つが全国共通取組でカバークロープ、有機農業、堆肥といったもので、あと下には地域特認ということで滋賀県のほうから国のほうに申請して認められた取り組みでございます。滋賀県の対応は下の地域特認取組がおよそ9割を占めておりまして、特に多いのは緩効性肥料の取り組みでありますとか、あるいはIPMとかいった取り組み、そうした取り組みが非常に多くなっているというものでございます。

国のほうが全国共通取組を優先していくという方向性を示していますので、当然全国共通取組できるところではカバークロープとか堆肥の取り組み、あるいは有機農業の取り組みといったものを今後進めていきたいというふうに思っておりますし、なかなかカバークロープも堆肥も有機農業のいずれも結構難しい取り組みでございますので、全ての取組がそういったところに行くのは非常に困難だというふうにも思っておりますので、地域特認取組の中でこれから国のほうが見直しをしていくところがございますけれども、滋賀県で頑張っている取り組みが今後も引き続き対象となるように国のほうにきちっと働きかけをいたしまして、そうした中で国に認められる地域特認取組のほうも一緒にあわせて進めていきたいというふうに考えております。

【井手会長】

ほかにいかがでしょうか。

【中井委員】

この、国の制度に基づいて予算確保のためというような感じが受け取られるのは、例えば、区分け化。米を10キロ、20キロと袋にする場合、環境こだわりならうまく入れることが可能なのですよね。でも、このグローバルGAPとかという部分については、その部分については条件として提示できないのですよね。国の国際水準GAPというところで、例えばGAPに取り組んでいますよということの販売の段階でPRする場合、以前もそうなのですが、エコファーマーであったり、いろんなマークが混在してしまって環境こだわりがどうなるのかがわからないことがあったんですよね。

今現在会議でもしているのは環境こだわりですから、環境こだわりがクローズアップされるような取り組みでなかったら、GAPがどうのこうのとか有機がどうのこうのというよりも、まず環境こだわりについての協議していかないと、環境こだわりがエコファーマーであったり違った形で理解されて消費者もどれが滋賀県の推しである環境こだわりか理解できなくなるのと違うかなというふうに思いますので、こういったところも考えていただければと思います。

【井手会長】 はい、ありがとうございました。
なかなかいろんな新しい言葉が出てきますので難しいところが。
何か事務局のほうでありますか。

【事務局】 環境直接支払交付金については、補助金の要件として今申しましたGAPの取組が必要であるとか、いろいろな取り組むメニューがございますけども、ベースは環境こだわり農産物の生産というのがあります。こだわり農産物の農薬、化学肥料5割以下というのを満たした上で取り組むということでございますので、実際流通の段階ではいろんなメニューで取り組んだものも全部環境こだわり農産物という形で一括表示して販売していくという形で進めておりますので、国際水準GAPが要件になったとか、全国共通、地域特認とかごちゃごちゃはございますけども、それについては実際消費者で表示するときには1本で環境こだわり農産物という形で表示して販売していくというところは変わりませんのでそういったあたりきちっと説明もしていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

【井手会長】 よろしいでしょうか。
そうしましたら次の議題のほうに移らせていただきます。
また後ほどお気づきの点がございましたら先ほどの来年度の交付金制度について戻っていただいても結構ですので、ひとまず(2)の環境こだわり農業の深化に向けた中間論点整理(案)についてという議題に移ってまいりたいと思います。
そうしましたら、まずこちらのほうにつきましての事務局のほうから御説明をお願いいたします。

【事務局】 事務局より
資料2 環境こだわり農業の深化に向けた中間論点整理について説明

【井手会長】 はい。ありがとうございます。
ただいま御説明いただきましたようにこれまでの審議会での議論を受けて、全体としての深化の方向性のイメージでありますとか用語の整理等をしていただきました。
今回の特に事務の見直しについては新たな提案ということになりますが、こういった形で深化に向けた方向性を、中間論点として整理していただいております。
冒頭申しましたようにここが本日の会議の一番重要な点となります。できる限り時間をとって皆様から御意見をいただきたいと思います。御意見をいただく前に説明いただきました内容につきまして御質問、このあたりを明確にしたいとかよくわからなかったという点についての御質問をまず先にお受けしたいと思います。いかがでしょうか。
はい。よろしくをお願いいたします。

【細川委員】 有機JASの認証取得を推進ということで3ページですか、推進されていくということなのですが、国の有機JAS認証のハードルは高くないのかとか認証がどのぐらいしたらとれるのかという規格ですね、規格が具体的にどんな条件があるかというのをもしわかればお聞かせ願いたいのですが。

【事務局】 はい。そうです。

【竹山委員】 わかりました。

【井手会長】 私もちよっと聞きたかった点です。一応用語の整理をしていただいたのはありがたいのですが、ところどころ抜けがありまして、例えば水稲のオーガニック栽培、あるいはその次にお茶のオーガニック栽培茶というのも出てきますね。オーガニック栽培という場合は、先ほどの竹山委員からの御質問へのお答えからするとJAS認証を受けているものも受けていないものも含める、いわゆる有機農業、オーガニック農業だというふうに理解すればよろしいんですね。

【事務局】 10ページの用語の定義の中にございますオーガニック農業とオーガニック栽培が同じ使い方となります。

【井手会長】 オーガニック農業イコールオーガニック栽培であると。

【事務局】 そうです。そこに農産物、「物」がつくと、有機JASの認証が必要となります。

【井手会長】 なるほど。「物」が付くともう認証が必要なのですね。

【事務局】 「物」と表示する場合は認証が必要となります。

【井手会長】 わかりましたが多分そのあたりも用語の整理をきちっとされておいたほうが混乱は少ないかと思えます。
いかがでしょうか。ほかの部分。
したらまず深尾委員、その次に永井委員。

【深尾委員】 有機JASの認証を取ると、コストは高く売れるから何とかなると。その前端の2ページに慣行の2倍程度と高い支払い意欲があるということなのですが、倍ぐらい払ってもらえて初めてコストが間に合うということなのか、グローバルGAPの場合ですとかなり初期コストとランニングコストが高くついたら。県内でとられたところをちょいちょいと計算してみますと初期コストとランニングコストとが、例えばみずかがみやったら5キロの袋に50円ぐらい上げてもらわんとあかんと思えます。しかもさっき言いはったようにグローバルGAP米というシールを貼れないと。スーパーのお米のコーナーにグローバルGAP米コーナーというコーナー表示ならできると。一体有機JASの認証をもらうためにどういう初期コストが要るとかどういうランニングコストが必要なのかと。ずっとイメージでお話しされるのはいいのですが、これだけかかりますよというお話がないと多分進めて行けないと思えますけど。

【井手会長】 確かベースとなる計算は積み上げていましたよね。

【事務局】

ことし、20経営体を対象に調査させていただきまして、そちらの経営内容の中から数字として出しているものでございます。経営規模や筆数、どの認証機関に依頼するかによっても認証手数料変わってまいりますので一概には言えないのですが、例えば4haほどの経営をするという前提で1反あたり1,800円ほど認証コストがかかってまいります。ある認証機関ですと、例えば初回時には1回あたり3万6,720円の認証手数料がかかりまして、それに合わせまして圃場の数とかによりまして追加で、例えば5筆を超える場合には2万3,760円かかるとか、あと現地の審査の際にも基本料金として2万6,000円ほど高く、これも圃場がふえれば追加料金が発生するというような形となり、この基本料金が追加の料金も認証機関によってさまざまですし、例えば近くの認証機関に頼むのか県内で遠くのほうの認証機関に頼まれたところもありまして、そういったところだと移動にかかる交通費等もプラスでかかってくるといった場合があります。そういった条件がある中で一つの試算の数字としましては1反あたり1,800円というような形で整理させていただいています。

【井手会長】

一つは、その一反あたり1,800円ですか、そのコストをペイできるためには、通常の米の、例えば何割価格が上げればペイできるということなんでしょうか。

【事務局】

まず、認証コスト以外にもオーガニック栽培により収量が減りますので、その収量が例えば慣行よりも2俵程度減るという前提にした場合、それから取り組みに当たりまして機械の装備が余計にかかります。これまで紹介させていただきました乗用除草機ですと1台大体今の目安として200万弱ほどかかりますので、それを何年かけて償還するかというところもございます。

20経営体の調査の中では無農薬栽培に取り組むことで農薬代は下がるのですが、有機質肥料のコストが上がりまして資材代的にはプラスマイナスあまり変わらないという状況です。

経費として1反あたり大まかな数字で説明させていただきますと資材費で大体1反あたり1,000円ほど慣行栽培よりは安くなると。ただ機械代が1万円ほど増えて、労働時間が3時間程度増加する、収量が2~3割程度減るといったような形で設定いたしますと、4haほどの作付で、価格的に慣行栽培の1.5倍ぐらいの値段で売れたという前提で約100万ほど所得が増加するというような形になります。

【井手会長】

はい。ありがとうございます。

どうなんでしょうね。深尾委員がそのあたりをお聞きになりたいというのもよくわかりますので、いろんな設定条件等の不確立性はあるとは思いますが、そのあたりの試算の中身というのは出せないものでしょうか。

【事務局】

県のほうで今年度作成しました経営ハンドブックの中にそういった試算のデータが載っておりますのでまもなく公表させていただきます。

【井手会長】

わかりました。
続きまして、永井委員。

【永井委員】

オーガニック農業が始まることによって、環境こだわり米とか特別栽培米とかオーガニック米というのはどんどん出てくる、これはうれしいんですが、別に環境こだわり農産物の維持・拡大のところでお米以外のものがこれからどうなるのかなというふうに思うんですね。

実は大津高島支部で「めっけもん」ということでこだわりのマークのついた野菜も含めて、見つけたら本当は買って食べるというのがあるんですけど、まず買い物行って見つけたらアンケートを集めるということをやったんですね。前半9月まで、後半3月に計画でいろいろやったんですが、結局去年は豪雨とか台風の影響で極端に野菜が少ないんじゃないかということがわかりました。言いたいのは8ページの主な環境こだわり作付という一覧の品目ありますよね。これで私たちが手に入ったのはコマツナ、それからスイカ、それからミニトマト、お茶、これだけだったんです。

お米はいろいろありました。お米はあるだろうから省こうって言って最初大分論議したんですがやっぱりやりましょうと。平和堂さんとかいろいろありますけれども、とにかく直売所はもう少ないですが、50人私たち支部会員いるんですね。集まったのは本当に10人程度なのですが、まとめてみたら今言ったそれしか手に入らなかったんです。イチジクもありました。そうすると、以前講座で伺った高島の柿とかそういうのも手に入りませんでしたし、日にちにもよりますと思いますが、とにかく圧倒的にない。私たちネットワークとしてはやっぱりこだわりの農業そのものを皆さんに進めたいし、広めたいし、こんなこと滋賀県で頑張っているのだということや、これをずっと思いを込めてやってきたんですね。やっとその「めっけもん」というのもアンケートを取ることによってやってみたんですが、大津高島支部ではこれだけだったんですね。よその地域もとあると思うのですが、それでもやっぱり去年の天候の関係もあると思いますがやっぱり少ない。支部では極端な話、野菜とかそんな要らんやんと、米だけやったらいい、滋賀県はというそういう意見が余りにも多くて、私たちはやっぱり米だけじゃなくて野菜も果物もつくってほしいし食べたいよねという思いでずっとやってきたんです。そのことでちょっと気になります。

【井手会長】

どうしましょう。県として水稻中心にオーガニック米をフラグシップとしてやっていかれる、この波及効果として例えば環境こだわりの水稻以外の、野菜なんかにはいい効果が生まれるのではないのか、多分そういう考え方だというふうには思うのですが。今の時点で何か。

【事務局】

直接の回答にはならないのですが、永井委員のご指摘のとおり、今年、非常に冬季の気温が低くて野菜のできが悪いという中で、農家の方にお話をお伺いしていると慣行栽培で化成肥料をやれるのであれば温度下がって生育の悪いところに化成をやって生育を少しでも確保して出荷したいんだけど、こだわりということで有機質肥料しかやれないという状況の中で、寒いときに有機質肥料を与えてもなかなか野菜が吸ってくれない、大きくなってくれないという課題がありまして、こだわりにこだわることで逆に生産量としては落ちてしまっているという話は伺っています。

そういった中で、これまでも何とか工夫しながら取り組んでいるのがこの8ページ上がっている数字になるかと思います。技術的に何かこういう部分でこう変えればというところがどんどんある

と県のほうもどんどんそれを普及できるのですが、現在の技術体系の中での落ちついている面積が資料の数字となります。

先ほど会長に言っていただきました「オーガニック」とか「滋賀県の農産物はこれだけ環境に優しいんですよ」と広くPRすることで、消費者の方から、こういったこだわり米はないのか、こだわり野菜はないのかということをごんごん店頭を通じて伝えていただけるような、取り組みのきっかけになればいいなというふうに考えているところです。

【井手会長】

よろしいですか。

私の理解としては、オーガニック米はやっぱりどうしても生産量はある一定限定されますので、それをシンボルとして主力である環境こだわり米を売り出していこうと。それによって環境こだわりがもっと知名度を上げることができれば、おのずと水稲以外の野菜なんかのイメージもアップ、栽培の促進にもつながるんじゃないか、そういうふうにはとらえているのですが。

ぜひ水稲以外の環境こだわりの推進につきましても、一定以上の配慮をお願いしたいというふうに思います。

その他、御質問、御意見、何でも結構です。どの部分でも結構です。自由にお話いただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

竹山委員。

【竹山委員】

意見でもいいのですね。

大きく2点ぐらいなんですけども、全体お話を聞いた中で環境こだわり農業の深化の方向ということで大きく3つ挙げていただきました。

その中でのそれぞれ支援という、面積拡大なり生産の中での支援という言葉が出てきました。まず、オーガニックの関係ですと生産拡大の中で環境直接支払交付金による支援、魚のゆりかご水田のほうには資材費の支援とか書いているのですけども、殺虫剤・除草剤のみの使用の推進のとも環境保全型農業直接支払制度の地域特認として国に提案というふうなお話。この支援の方向がころころ変わる環境保全型農業直接支払交付金の制度に頼っているなというふうなイメージがありました。

本当に深化の支援をしていこうと思うのであれば、県独自の支援の策をもう少し具体的に挙げていただいたほうが、ことしも大きく環境保全型農業直接支払制度が変わっている中で、5年、10年後とかの計画を立てられている中で国の交付金だけを支援としておられるのは少し力不足かなというふうに感じ取りました。

それと、環境こだわり農業の推進という形の中で事務手続の簡素化のところ、結構先ほどの説明の中ですと2点ほど生産計画の要綱から外しますという、外されるという理由が、それも今回国の制度が変わったので生産計画からの項目から外しますとおっしゃられていて、この会議そのものが環境こだわり農業があつての話ですんで、環境保全型農業直接支払制度が変わったからではちょっとおかしいような気がするのです。環境保全型農業直接支払制度があつてから環境こだわり農業があると思うんじゃないんですね。ベースに環境こだわり農業があつてそれで国の支援があるから環境保全型農業直接支払制度があるんで、環境保全型農業直接支払制度が変わったんでこだわり農業の様式を変えましょうとか。中には環境保全型農業直接支払制度を受け取らずに県のこだわり認証だけ受けておら

れる農産物なんていっぱいあると思うんですよ。環境保全型農業直接支払制度を私はいただいてませんというような調査もしていただいたほうがいいのかと思うんですけど、国の交付金関係なしに認証だけは受けられている生産者や農産物もたくさんあると思うんで、何遍も言いますけど、国の制度が変わったから準じてこだわり農業の様式も変えていきましょうという考え方はおかしいんじゃないかなと思うんですけど。

【井手会長】

はい。ありがとうございます。
かなり本質的なところを言っていただいたと思います。
はい。

【事務局】

2点御意見いただきました。

1点目のオーガニック等の支援策がこれでいいのかというふうなお話でございませうけども、今回中間論点整理ということでこちらで一定今年度でまとめてお出しして、またいろんな幅広く来年度いろんな形で生産者の方とか農業団体の方とか御意見も聞いていく中で、来年度基本計画の改定につなげていく中で、さらに31年度以降どういった形の推進方策が必要かといったあたりはいろんな意見を聞きながら検討していきたいというふうに思っております、今の段階では具体的なあたりというのが中間論点整理ではこれから皆さんの声を聞きながら検討していきたいといったところで考えております。

それから、2点目の制度の見直しの関係でございませうが、御指摘のとおり国の制度に振り回されているようなイメージがあるんですけども、実は環境こだわりの制度については平成13年から県で独自でスタートして、13年から17年までは県のオリジナルの形で進めておりました。18年から国の制度に取り上げられたということで、そのときにほとんど9割以上の方が認証と直接支払を両方とも受けるという形で進んでいきましたので、18年のときに認証の要件と国の制度の要件を混乱しないように合わせるような形でこの環境規範を要件化したりとか、エコファーマーの取り組みなんかと一緒にチェックできるような様式に改めたというのが18年にございました。それが今回国のほうからそれが外れたので元に戻したといひませうか、17年以前の姿に戻したというような形で御理解いただければということでございませう、もともとは国の制度に条件が入ったがために混乱を避けるために統一的な形で入れたものを今回なくなったので元に戻したということで御理解いただきたいと思ひませう。

【井手会長】

2点目につきましては、そのあたりも含めてもう少し丁寧に御説明をしていただきたいと思ひませう。

それから1点目に関しましても、県独自の支援の方策について、今おっしゃったような形で、来年度、本格的に検討していくということは少なくともこの方向性の中で明記しておいていただければというふうには思ひませう。

岡本委員。

【岡本委員】

先ほどの回答でも少しあったんですけども、私は2ページ目のオーガニック農業の推進に向けての(1)の一番最後のところなんですけど、私が聞き漏らしているのかもしれませんが、滋賀県がオーガニック農業にこれからは大変力を入れていかれるという話を伺ひ

ました。そこで、やはり先ほどから言われているように必要なコスト、事務負担、オーガニック農業のやる気を起こさせる、そういうことを考えますとやはり県内に認証機関もなくとか、認証に向けた支援体制が整備されていないというのは少し心もとないなど。

来年度は今後のことを考えられるようですけれども、やはりこれからオーガニックに頑張っていかれるのであれば遠くのところまで出かけて行って交通費もかかって認証をするというよりは、滋賀県のほうでつくられてもいいのかなと思うのと、やはり米のオーガニックというのはハードルが高いとおっしゃっていましたが、少し持続的な支援というものを滋賀県のほうでも考えていかれたほうがいいのかと感想として思いました。

【井手会長】

はい、ありがとうございます。

以上2点、いずれも大切な御意見として承らせていただきました。

そうしましたら、まずは北川委員、その次に河合委員で。

【北川委員】

済みません。消費者視点から発言させていただきます。

今ほどの発言の中に農業者のやる気という言葉が出た中で、やはり消費者の食べる気というところをいかに引き出すかということが生産を拡大させるところにつながるかと思うんですが、まず環境こだわりということで琵琶湖を守るということが大事にはなってくるかと思うんですが、それを利用することで今の琵琶湖がどのようになるのか、どのように改善されるのかということがわからないんですよね。言葉では琵琶湖を守りますとは言っているものの、それが実感として消費者に届かないということがあったり、例えば消費をすることでそれが形として一つ利用したらそれが募金、琵琶湖の環境改善のお金につながっていくというような形でもあればいいんですが、それがありませんよね。

だから消費者はそこまでの環境というところに意識がない限りは、やはり滋賀県産というところで買ってしまふ、滋賀県産のところにとたま環境こだわりが置いてあったらたまたま買ったというだけのものであって意識向上にはつながっていないので、前回も言わせていただきましたけども消費の視点というところをもう一歩考えていただけるとうれしいなと思います。

【井手会長】

そうしましたら続いて河合委員。

【河合委員】

タイトル等の全てが「環境こだわり」ですのでこの環境農業の農家の思いが伝わるか？先ほども言われましたけど、非常に苦労するこだわりの栽培条件、手間がかかるという中で、私が前も言ったかもしれないかもしれませんが、消費者が選択して、環境こだわりやので「多少高くても買うは」という部分の価格差がないということです。また、どこにも「おいしい」という言葉が出てこないんですね。

やっぱり環境を配慮してのこだわり栽培ですけど、1にはやっぱりおいしい、特に昔から有機栽培というと、例えば牛ふん堆肥を使うとか、油かすを使うと味もいいなというイメージがあるのですが、環境に配慮した米づくりは、おいしいし、琵琶湖にも優しい米づくりだと言うことをアピールしたいですね。そこへもう一つ、グレードアップしたオーガニック米があればいいですね。米屋さんに行って、普通のこだわり米と特別栽培米と2つあれば私は特別栽培

米のほうに目がまず行くんですよ。いきなりオーガニック米とか言われると何のことかな？という部分があるので、優しい言葉で、オーガニック米よりも特別栽培米のグレードアップされたものだよと言った方がいいのではないかと思います。一番言いたいのは、「だからおいしいんですよ」ということがどこか入れてほしいという気がします。

【井手会長】

ありがとうございます。

今の河合委員の御意見なんかはそのまま文章のどこかに入れていただきたいと思います。

立花委員、お願いします。

【立花委員】

質問というより意見なのですが、最初に環境こだわりの中にオーガニックを取り入れられると言われたときに、シンプルにいいことだなというふうに思っていたんですけども、私、福島県の応援なんかも支援のほうをさせていただいているんですけども、その中で最近あちらの生産者さんとお話をしていて、特に有機農業をされている方に震災直後に一番ダメージを食らったというふうに伺いました。今までお客さんがすごくついていたのにその方々が一斉に手のひらを返したように購入してくれなくなったという現実を聞かされたときに、安心・安全というイメージでオーガニックの商品を買われる方ってやはり、そういう意識をされてるので、そういうことなのかなというふうに思いました。

環境こだわりはもともと琵琶湖に優しくというところで、環境のほうで入られているということですので、入り口が違ってお客さんへのイメージの入り方が環境こだわりの拡大としてオーガニックが入っていくというところをしっかりと伝えていかないと逆にそういう何かあったときのことがあるなというので、ちょっとどこかに危機管理としてそういうふうに置きかえながらPRされるのがいいのかなというふうに思いました。

【井手会長】

いかがでしょうか。

中井委員、よろしくお願いします。

【中井委員】

環境こだわりの深化でいろいろお話いただいとるわけですけどね、じゃあ今先ほどあった福島の話、リスクヘッジについてどう考えるかとか、例えば滋賀県のオーガニックやってる、環境こだわりやってる、有機やってる、いいものばかり出るんだけど、そこで検査をしているんだけど天候の関係とか強風のため飛散したとか、リスクがかかったときにどのようにお考えなのか。

結局このGAPもそうなんですよね。しっかり守っているから、例えば個人の生産者が特定できます。そうすると団体でつくってる、共同経営でつくってても1人が特定されてそこが検査されて、その方の部分の中で出たのであれば全員に被害は出ないんだけど、そういったリスクの部分の話してGAPの話をも農家さんでも理解していただいたほうがより一層GAPの取り組みというのは進むんじゃないか。生産者が記さなあかんよということはよくわかってるんですよ。きちっと記帳をしましょねと言うたって、やはり気温であったりとか経験値でどうしても出してしまう部分があるので、リスクの部分についてももう少し農家さんに浸透させていけばいいんじゃないかなというふうに私は考えます。

【井手会長】

はい、ありがとうございます。

リスクの視点というのは確かに今まで議論いただいてなかったと
思っております。特に来年度の計画の策定に向けてはそういった視
点も盛り込むようなことを方向性の中に明記していただければとい
うふうに思います。

いかがでしょうか。

永井委員。

【永井委員】

先ほどから環境こだわり農業・農産物についておいしいとかいろ
んなものをくっつけて宣伝するのは私もそう思うし、ただ店に行っ
て思うのは、一つ一つシールを貼っているんだけれどものぼりもな
いしポスターもないしそこにちっちゃい県ののぼりがあるんですよ
ね。とにかくこだわり農業のマークのついたものがこれは何だとい
うことが目にとまるような宣伝をまずしてほしい。それが消費者に
とって話題になったり理解していく、それで認知度をあげるとい
う、それをまず私はやっぱりしてほしい。

多分これ予算とか終わりのところで出てくると思うので後で言お
うかと思ったんですが、余りにもない。のぼりなんてほとんど見な
いですから。「うばがもち」のお店ありますよね。あれにこだわり
米を使っていますって書いてるんですよね、ちっちゃい字で。でも
こだわりののぼりはない、マークもない。それはとっても私は残念
で、そういうふうな宣伝というか認知度を高めることをしてほしい
なと思います。

【井手会長】

はい、ありがとうございます。

そうですね。特に販売のところでの販促でありますとか、そのあ
たりは、当たり前と思われているのかもしれませんが、ちょっとこ
の方向性の中では書き込みが弱いかなという気はいたしました。ぜ
ひ検討していただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

私から1点、6ページに魚のゆりかご水田、あるいは水田米の取
り組み面積をどう拡大していくか。あと、特に販路の確保・拡大の
ところでJAとの連携ということを出されているのですが、前提条
件として、ここで指摘されてる点はそのとおりだと思うのですが、
湖西の高島あたりですと、何人かの農家さんがグループを組まれて
独自の流通経路を確保されて、JAとかを通さずにやられているグ
ループさんもおられますね。ですから、そういうふうに独自ルート
を開発されてるような方々はもちろんそれでいいんでしょうし、こ
こでJAとの連携とおっしゃっているのは、特に琵琶湖の東側です
ね、なかなかそのあたりのルートを確保できず、かつ取り組み面積
も狭く、ロットとして小さいようなところがこういったJAさんと
連携したらいいんじゃないですか。そういった意味でJAで連携し
ましようという提案であるとの理解でよろしいですね。

はい、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

中井委員。

【中井委員】

これは、確かかどうかはわからないのですが、滋賀県近江のお茶
の話が出たので。実は、話を聞いていて宇治茶の定義が滋賀県の土
山まで及んでるというようなことも聞いたわけで、これでは販売に
都合のいい状態なのか、滋賀県の独自のお茶という形で推進する場
合に、宇治茶の中に入るのもいかなものかなというように思いま
す。

【井手会長】 私もちよっと聞きたいことがあるのですが、何か今の時点で事務局のほうから。

【事務局】 ずっと御意見いろいろとありがとうございます。

岡本委員から順番にちょっと二、三お答えさせていただきますが、有機の認証機関を県内に持つべきかどうかというようなお話でございまして、資料の3ページ一番下のほうに有機JAS認証取得の推進ということで3ページの②のところにあるんですけども、県内に今機関がないのでそれを一からつくるといったことも検討はしてみたのですが、実際されているところのお話を聞きに行ったりしますと新たに仕組みをつくるのは相当な手間暇かかる部分もあり、人力的な部分とか仕組みつくったりというのも大変な部分もございまして。

そういった中で県内における有機JAS現地検査員の育成というふうに書いてございますように、認証機関は県外でありましても県内で検査いただく方を育成すれば近くから検査に来てもらえるということになりますので、日ごろ相談したりとかあるいは検査にかかる旅費の部分が安くついたりというようなことで、検査機関は遠くであっても検査員さえ近くにおられたら農家の方の利便性は向上するんじゃないかということで、検査員の育成でほかの県の認証機関の連携をうまくしながら農家の方のプラスになるようにしていきたいというふうに考えております。

それから、北川委員のほうからは、消費者目線で琵琶湖を守るといったことを実感できるような形になるという形で、データとかでは窒素がこれだけ減りましたとかいうグラフも載せたりもしたりしてる資料もあるんですけどもわかりづらい部分もございまして、そうしたことは何かさらにわかりやすい工夫ができないかということは来年度の販売促進の中でも検討していきたいというふうに思っています。

それから、おいしいという部分では、きょうお配りしてありませんでしたけども、ことし新しい、タブロイドの資料を最近つくったもので、みずかがみ、環境こだわり米の啓発資料で、「美しい、だからおいしい」というふうなキャッチフレーズもつけたような新しい冊子もつくりまして、おいしさといったものも、なかなか科学的に、農薬肥料を減らしたからおいしいというのが科学的にきちっと立証できないところもあって、ストレートな表示というふうではやりづらい部分があったんですけども、こうした啓発誌の中ではそういった差しさわりのない範囲でおいしさといったこともきちんと出せるようなそういったPRもことしから新しく始めたところでございます。

あと、中井委員のほうからはリスクヘッジという部分で、余りそういった部分を書けてないんですが、この制度ではトレーサビリティということで農家の方に生産記録をきちっと書いていただいてそれを県に出していただいてという形でしておりますので、もし何かあったときにはさかのぼってこの農産物は誰がつくったものかというあたりがきちっとさかのぼれて、できるような仕組みは担保してありますので、何か起こったときにはきちっと物を特定して生産者の圃場も特定してというようなことができるような仕組みができていますので、そうした部分は以前からあったので論点整理には書いてご

ざいませんけどもそうした視点も大切に今後もしていきたいというふうに考えております。

あとは、お茶の関係については、確かに定義は一帯のエリアでつくられたものとして宇治茶という形で表示してもよいというふうな形で整理されてるといふふうに把握しておりますけども、実際そうした中で滋賀県のお茶も売らせていただいている部分もありましたけども、やはり近江の伝統ある茶という形で売り出そうということで、近年は近江の茶という独自のブランドで高級なお茶を売り出すような取り組みを始めておまして、近江の茶というもののブランド化というので県内はもとより海外のほうも視野に入れた取り組みを始めていくということで御理解いただきたいと思っております。

【井手会長】

はい、ありがとうございました。

いずれにしても来年の基本計画の見直しに向けまして、今回は中間の論点整理ということですので、できるだけ頭出しだけはしておいていただきたいと。今日いろんな御意見をいただきましたので、繰り返すにはなりますが、それぞれの視点というところが組み込まれているような形での加筆というのをお願いしたいと思っております。

それから1点気になりましたのは、やはり北川委員の御指摘のところですね。環境分野の立場から申しますと、そもそも琵琶湖の保全そのものの方向性が、一昔前ですと水質の改善、そのためにいかに負荷削減をしていくかということがメインだったのですが、さすがに最近では、一方ではこれ以上負荷を削減して湖の生き物のためにいいのかという議論まで出てきている。水質そのものも含むのですが、むしろ琵琶湖の生態系、生き物も含めた豊かな琵琶湖、かつての琵琶湖を取り戻そうということで、琵琶湖の保全施策そのものもかなり方向性としてシフトしてきています。ですから、いわゆる従来型の農業系の負荷をいかに削減していくかというところから、琵琶湖全体の豊かな生態系を守るための環境こだわり農業の在り方、そういった形での琵琶湖のための環境こだわりについて、少しアピールするポイントを変えていかなければならないのではないかと気がしております。

ありがとうございました。

深尾委員。

【深尾委員】

2点ありまして、1点目はお茶のお話なんですけども、お茶で政所の現地のほうはずっと昔から有機だと、この前講演で聞いたんですけども、きばって取り組んでいる人もいはるのに、書いていないのはかわいそうやなというのが一つと、それから、さっき北川委員が言い合ったことで、例えばかつて無洗米が最初に出たころは米1合のとぎ汁をきれいにするには琵琶湖の水が180リットルお風呂1杯分ぐらい要りますとかいうふうなことでそういうアピールもあったわけなんですけど、今おっしゃるのは例えばこのハウレンソウ1束買っていただければ同じくお風呂1杯分の琵琶湖の水がきれいになりますとかそういうイメージやと、もちろん生態系もそうですし、そんなようけハウレンソウの袋に書けませんのでお風呂1杯がこんだけ買うてくれたらきれいになるとかそういうイメージがいいですかね。ちょっと我々の立場で、逆にお伺いしたいちゅうのはあるんですけど。

【北川委員】 一つとしては、例えば1年間で皆さんがこんだけ環境こだわり農産物を御利用されました、その基金があったとしますよね、利用して1円なりの。そのお金で琵琶湖の環境を守るためにこういったことに取り組みに使わせていただきましたというような形として見えるものが消費者にあれば参加しているという意識がひとつ出るんじゃないかなというふうに思いました。

【井手会長】 はい、ありがとうございます。
まだ御意見あるとは思いますが、あと2点ほど議題があることで、そろそろこのあたりで中間論点整理についての議論としては打ち切りたいというふうに思っております。

いろいろな御意見をいただきました中には、かなり本質的な重要な御意見も多かったように思いますが、先ほど申しましたように、今回はあくまでも論点整理ということですので、今日いただきましたような意見を来年度の基本計画の見直しに向けてきちんと論点の中に書き込んでいくというお約束の上で、この中間論点整理につきまして、この審議会としてお認めいただくということではよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

そうしましたら、案をここで取らせていただきます。なお、先ほど御説明もありましたが、本日追加で御提案いただいた事務の見直しの部分につきましては、また竹山委員から怒られそうですが、国の制度との関連性がかなり強い部分もございますので、国の制度の推移を見守りつつ進めていくということでお認めいただければと思っております。

はい、ありがとうございました。

そうしましたら、3点目となります、来年度平成30年度当初予算案についてということで、御説明をお願いいたします。

【事務局】 事務局より
資料3、平成30年度当初予算案について説明

【井手会長】 はい、ありがとうございました。
いかがでしょうか。
来年度の予算案ということでございましたが、一部先ほど中間論点整理のところで皆様から出ました御意見への県としての回答のようなものも含まれていたのかな、というふうに感じました。

よろしいでしょうか。

こういった形で県として来年度事業を進めてまいりますということでございます。

はい、どうぞ。黒川委員。

【黒川委員】 平和堂の黒川と申します。平素はお世話になっております。
日本茶ってちょうど先週ぐらいに東京の幕張でフードエキスポという世界の食品の展示会をやっていて、今お茶ってすごい海外のバイヤーが関心持ってやっておられると。静岡とか産地はちゃんと出してはるんですよ。そこで日本人相手やなくて海外の人に対してのアピールをされてるんやけども、実際滋賀県の方がやっているかと言うたら棚橋の豆腐屋さんが出てたりとかそういうイメージやったんで、お茶と言うたらやっぱり国内よりかは国外に売る方法をもっとお金を使うんやったらそこに集中して投資されたほうが簡単に数字上がるんじゃないかなというのは先週見て感じました。

生鮮食品は僕担当してないんで一般食品でこういうジュースとか飲料ばかりやっているんですけど、唯一お米だけは精米しているんで加工品でやらせてもらっています。

ちょうど弊社2月20日が決算なんで去年1年間のお米の販売が出ました。金額では104.3という形で非常に既存店で伸ばすことができました。でも実際には2年連続で相場が高かっただけで、一品単価が108という形ですから、結局数量ベースでは96.5なんですよね。だから4%強、弊社で買われるお米の量は減りましたよと。どんなもん食べてはるのかなという形で、最近ずっと伸びていたのはシリアルで、カルビーのフルグラとか。あれも2年ぐらいはずっと120ぐらい伸びていたんですけども、去年はとまって100です。試食でよく比較されるパスタ、これが量でいくと98ですよ。ということは米96でパスタが98でシリアルが100で何食べてはるのかなという話になってきますよねってなったときに今一番伸びてるのは冷凍食品で、その冷凍食品の中で一番伸びているのは冷凍米飯なんですよね。これが冷凍食品の中で一番伸びている分類です。ピラフとかあおりいため炒飯とかやっていますよね。ですから、お客さんもお米を食べる食べ方が凄く変わってきている。パック御飯は非常によく伸びてますよという中で、アピールする方法というの何か違う方法でやっていかなあかんのかなというのと。あと、いろんな農産物がこだわり農業で見えにくい等々の話もあるのですが、当然販売の立場ではそうなんですよね。というのは、青果の売り場って大体3日ぐらいの周期で変わっていくんですよね。そこに販促物をいろいろつけてても、もう来週のきょうには全然違うところにナスビが並んでいたりとかします。どちらかというドライのグロッサリーとかお米とかはずっとその場所でみずかがみがあったらずっとそこにいてるんで、お金の使い方もどっちかいうたら変動する売り場ではなくって、ある程度固定する売り場できちっとアピールできると、そこに投資されたほうが消費者の方にもわかりやすいんじゃないのかな。我々も一生懸命県がやられてることをお客さんに伝えようと思いますけども、なかなか旬が短い商品でとなってくるとやはりコストもかかってくる部分がありますんで、そこらも含めて考えていただければなというふうに思います。

以上です。

【井手会長】

はい、ありがとうございます。

ぜひ参考にしていただければと思います。

よろしいでしょうか。来年度予算案につきまして。

はい、そうしましたら最後になります。環境保全型農業直接支払交付金にかかる県中間年評価についてということでございます。

これは前回御報告していただいたあと、最終的にどういう形で国に報告したかということですね。

事務局のほうからよろしくお願いたします。

【事務局】

事務局より

資料4、環境保全型農業直接支払交付金にかかる中間年評価について説明

【井手会長】

はい、御説明ありがとうございました。

今御説明していただいたように、要は滋賀県はどうもアピールが下手なんですか。やっていることをもっときちっと琵琶湖のため環境のためにこんなすごいことをやっていますよ、ということ

ちゃんと書き込みなさいと逆に農水省のほうから言われたみたいです。それを受けて環境こだわりが、県として非常に重要である、琵琶湖のために非常に環境保全に役立っていますよということを加筆させていただいたという内容になっております。

それ以外の細かな温暖化防止効果でありますとか、生物多様性保全効果の細かなところは変わらずということでございます。こちらの中間年評価につきまして何か御質問等がございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

これから地域特認がどうなるかわかりませんが、ぜひこういった形で少しでも認めていただければというふうに思っております。

そうしましたらいかがでしょうか。全体を通じまして結構でございます。まず最初の来年度の交付金制度につきまして、あるいは2番目の深化に向けた中間論点整理でも結構です。あるいは当初予算でも結構です。全体を通じまして何か御意見等がございますでしょうか。

特にきょう御発言されてない方、田中委員何かございませんでしょうか。

マイクのほうを。

【田中委員】

田中です。

いろいろなくもないんですけれども、オーガニックを主力にしていくという基本路線について特に異論はないんですけれども、素朴な質問として県内の農地でオーガニック路線に対応できる農地というのは大体どれぐらいあるのかというのは数字は何か把握されていますか。条件的にはなから難しいという農家も相当あると思うんですが、最大限対応できる場所として農地の全体どれぐらいがこの路線に乗られるのかどうかというのは、ある種の供給の上限として知っておいたほうがいいかなと思ったものですから、もし何か御存じでしたら教えていただければと思うんですけれども。

【事務局】

近年の具体的な数字は把握できておりません。一方で再来年に作付できる規模拡大の予定等につきましては、各生産者のほうに調査をしていくことを今後計画しています。

御質問の中にありましたオーガニックを主力というお話でしたが、象徴という言い方と微妙に違ってくるかと思うんですけれども、現在水稲でこだわりは半分近くというのに対し、同程度までオーガニックが大きく増えることは想定はしておりません。

【田中委員】

それはちょっと私もさっき資料を拝見してて象徴と書いてあったので恐らくそうなんだろうなと思ったんですけれども、象徴としてある種のブランドのイメージアップのために少量をつくるというある種の最近はやりの行動経済学的に言うところとちょっと消費者には手に入らないような一番ランクの高いものがあって、でも実際消費者はその次のものを買うという、そこに主力のものを持っていてという、最近そういうのが結構はやりなものですから、ブランディングを高めるという意味でそういったものをオーガニックでするというのはいいと思うんですね。

ただ、やり方を間違えるとそちらがブランドを高める結果メインのもののブランドが下がるということも考えられるんですね。ですので、今の立ち位置で見ますと、環境こだわり農産物というのが大

きく丸になっていて、その中にオーガニック米と環境こだわりの従来のものが一つのくくりみたいになってる絵コンテがあったものですか。今後どういうふうにブランドを統一的にやっていくのか、あるいは分けていくのか、それぞれのブランドがどれぐらいの重要性を占めるのか、オーガニック米という位置が本当に純粋に象徴的なものなのか、あるいはそこが何か発展していく可能性があるのか。特にオーガニックについて言えばきょうも前回も水稲以外の議論が余りないので、オーガニック農産物に対する需要というのを考えるとやはり水稲以外のほうが大きいと思うんですよ。例えば都内で最近オーガニックの専門のスーパーなんかもあったりして、私も興味本位で行ってみたいんですけど、やはり水稲以外が圧倒的にディスプレイの8割ぐらいですかね、もうちょっとかもしれない、やっぱり消費者の関心事として水稲以外のものに対する注目というのはやはり高いですから、オーガニックをどのレベルで県が推していくのか、その象徴の度合いにもよると思うんですけれども、水稲以外というところも少し今後を含めて、まだいいと思うんですけど今後の検討課題としてはもう少し入れていただいてもいいかなと思うんですね。

あと、ブランドを結局どういう方向でも県のブランドイメージを高めるといのがやはり基本的な戦略の骨子だと思いますので、確か今、世界農業遺産の申請準備をされてると思うんですけれども、あれが6月ぐらいでしたっけ、締め切りが。あれは恐らくおるでしょうがもう少し先になるにしても次年度に世界農業遺産の採択をにらんだ種まきの事業というのはされておいてもいいんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

【井手会長】

はい、ありがとうございます。

ちなみに農業遺産は申請して最終が決まるのはいつごろになるんですでしたっけ。

【高橋部長】

申請締め切りが6月20日というふうに聞いておまして、それをめどに申請させてもらおうと思います。確か30年度、年内か年明けぐらいにまず日本農業遺産というまずステップがある。要は農業遺産として国が認める、そこに認められたものの中からこれは世界農業遺産に申請するにふさわしいものであるというものは、国のほうが日本農業遺産に認めたものの中から幾つか選んでFAOである食糧農業機関に出すという仕組みになっております。それに選ばれた場合はもう少し後の、恐らく31年度の、世界の認定というスケジュールになろうかと思えます。

【井手会長】

ありがとうございました。

田中委員が御指摘された象徴の度合いと扱い次第によっては主力そのもののイメージ等にかかわりますのでその点と、それから水稲以外の有機農業。非常に重要な点ですので、これもやはり課題として十分受けとめていただければというふうに考えております。

あと渡邊委員、何か。

【渡邊委員】

質問ではなくて意見というか、オーガニック農業でつくられた農産物とさっきオーガニック農産物の定義の違いを説明いただいたのですが、多分きょうの発言の中でごっちゃになっているような気がしていて、今後、わかっている方は整理をつけて聞けると思うんで

すけど、私でもきょう何回もこの定義を見ながら資料を読んだりしていたので今後は全然違うものだと思うので、負担の意味も含めて。そういうのをきちんとわかるようにはしよらず書いたほうがいいのかなどというのが一つと、一番会議の最初のほうに4ページの水稲のところでお意見が出ていたところでも、ここで突然オーガニック栽培という定義にないがあるので、こういうところもオーガニック農業で栽培されたとかそういうふうにしなないとこれはどっちなのっていうふう混乱するかなという思いがありました。

質問のもう一つが、国のほうの補助金の支払制度のほうの有機農業だと単価の8,000円というのはオーガニック農業でつくられたお米もオーガニック農産物もこれは国の制度だから一緒ということですね。

【事務局】 単価は一緒です。

【渡邊委員】 わかりました。ありがとうございます。

【井手会長】 渡邊委員もおっしゃったように、やっぱり細かな表現の乱れでも読む人間としては混乱してしまうところもあります。特にJAS認証だけを指しているのか、それ以外のものを含めているのかということについては念には念を入れるような形で用語の整理していただき、本文中にもそのあたりが明確にわかるような形で書いていただければというふうに思います。

はい、河合委員。マイクのほうを。

【河合委員】 先ほどからずっと環境こだわり農業の、県の新対策等もお話しいただき、説明をしていただきました。

54ページの最後を見ていまして、生産者や組織に対する支援、それから販売関係・流通ですね。

実は、先ほどもちらっと話が出ましたけれども、米の消費はどんどん減ってきているんですね。食べる人が減る。ということは私も実はやっているんですけど、米の形を変えないことには、これ以上満腹している腹に、米を食べろということは無理です。おいしいものを少しだけ食べるという時代にこそ、米の形を変えて消費を図るべきです。私ども若干取り組んでいます米を粉にするとか、形を変えるようなことも必要です。一時は米粉のパンとか菓子類とかうちもやってきましたけれど、ちょっと最近停滞ぎみです。輸入の中には「米粉米」が入ってきましたので米を売る中でのそういった米粉の部分にもプラスアルファ、環境こだわり農業の米粉だという付加価値を付ける意味でも加工品にも形を変えての米の販売の方法にも力を注いでいただけたらいいなと思います。

【井手会長】 はい、ありがとうございます。

ぜひ課題の中に加えておいていただければというふうに思います。

いかがでしょうか。今のような形でぜひ御意見をいただければと思いますが。

はい、黒川さん。

【黒川委員】 環境こだわり農業ってすごい取り組みだと思うんですけども、結構先ほどの中で消費者にはわかってないですよ。我々もそれをのぼりつけて告知しようと思ってもやっぱりそこまでの場所もないですし、一番の端的な表現は何が何ぼなんですよ。何が幾らなんです。そこから先細かいこと書いてももう関心のない人は全く関心がないですけど。

今、それでやらせてもらっているのがQRコードをポップとか商品につけて、興味のある人はそこから入っていかれると思うんですよ。滋賀県のホームページにもそういうこだわり農業のことについての取り組みとかが書かれてあると思うんで、そういうのをちょっとお米のところにちょっとつけるとか、QRコードを用意してもらったらそれを商品のところに貼ると。ほんなら関心のある人はピッと。ほとんどの方、滋賀県スマホの普及率日本一ですからね。ピッといったらそこでああこんなことされているなという関心もあると。結構安くできると思うんでそういうのも含めて取り組みをされたらなというふうに思いますんでまた検討ください。

【井手会長】 はい、ありがとうございました。
ぜひQRコードを検討していただければと。
いかがでしょうか。
よろしいでしょうか。
はい、ありがとうございました。
最後、(5)でその他とございますけども事務局何かその他事項はございますでしょうか。

【事務局】 特にございません。

【井手会長】 はい、わかりました。
そうしましたら、以上をもちまして用意されておりました議題としては終了となります。
特に今期の委員の皆様につきましては、本日で終了ということになります。皆様の御協力のおかげをもちまして何とか環境こだわり農業の深化に向けた方向性というものを一定まとめることができたのではないかとこのように思っております。改めましてお礼申し上げます。ありがとうございました。
そうしましたら、司会・進行を事務局のほうにお願いします。

議事終了